

一、最新中国法令

- [推进行政执法公示制度、执法全过程记录制度、重大执法决定法制审核制度试点工作方案](#)

【发布单位】国务院办公厅

【发布文号】国办发〔2017〕14号

【发布日期】2017-02-10

【内容提要】根据该方案：

- 在天津、广州、宁波、国土资源部等 32 个地方和部门开展试点。
- 试点地方和部门在行政许可、行政处罚、行政强制、行政征收、行政收费、行政检查六类行政执法行为中推进行政执法公示制度、执法全过程记录制度和重大执法决定法制审核制度。
- 试点工作在 2017 年底前完成。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-02/10/content_5167071.htm

- [关于阶段性降低失业保险费率有关问题的通知](#)

【发布单位】人力资源社会保障部、财政部

【发布文号】人社部发〔2017〕14号

【发布日期】2017-02-16

【内容提要】根据该通知：

- 从 2017 年 01 月 01 日起，失业保险总费率为 1.5% 的省（区、市），可以将总费率降至 1%，降低费率的期限执行至 2018 年 04 月 30 日。在省（区、市）行政区域内，单位及个人的费率应当统一，个人费率不得超过单位费率。具体方案由各省（区、市）研究确定。
- 失业保险总费率已降至 1% 的省份仍按照 [人社部发〔2016〕36 号](#) 执行。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.mohrss.gov.cn/gkml/xxgk/201702/t20170217_266309.html

- [上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定（修订）](#)

【发布单位】上海市人民政府

【发布文号】沪府发〔2017〕9号

【发布日期】2017-01-27

一、最新中国法令

- [行政法執行公示制度、法執行全過程記錄制度、重大法執行決定法制審核制度的試行作業方案](#)

【発布機関】國務院弁公庁

【発布番号】国弁発〔2017〕14号

【発布日】2017-02-10

【概要】本方案によると、以下の通りである。

- 天津、広州、寧波、国土資源部などの32の地方政府及び部門において試行する。
- 試行を手掛ける地方政府と部門は、行政許可、行政処罰、行政強制、行政徴収、行政費用徴収、行政検査の6つの行政法執行行為において、行政法執行公示制度、法執行全過程記録制度、重大法執行決定法制審査制度を実施する。
- 試行作業は 2017 年末までに完了する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-02/10/content_5167071.htm

- [失業保險料率を段階的に引き下げることに關する通知](#)

【発布機関】人的資源社会保障部、財政部

【発布番号】人社部発〔2017〕14号

【発布日】2017-02-16

【概要】本通知によると、以下の通りである。

- 2017 年 1 月 1 日から、失業保險の全体料率が 1.5% の省（区、市）については、全体料率を 1% まで引き下げることができ、料率引き下げ期限は 2018 年 4 月 30 日までとする。省（区、市）行政区域内において、企業及び個人の料率を統一しなければならず、個人の料率は企業の料率を超えてはならない。具体的方案は各省（区、市）が研究のうえ確定する。
- 失業保險の全体料率をすでに 1% まで引き下げている省は [人社部発〔2016〕36 号](#) に従い、実施する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.mohrss.gov.cn/gkml/xxgk/201702/t20170217_266309.html

- [上海市が多国籍会社による地域本部設立を奨励することに関する規定（改正）](#)

【発布機関】上海市人民政府

【発布番号】滬府発〔2017〕9号

【発布日】2017-01-27

【实施日期】2017-02-01 至 2022-01-31

【内容提要】此次修订内容包括：

适用范围
在上海市范围内设立的 <u>地区总部和总部型机构</u> （新增）。 <ul style="list-style-type: none">跨国公司地区总部（以下简称“地区总部”），是指在境外注册的母公司在上海市设立，以投资或授权形式对在一个国家以上区域内的企业履行管理和服务职能的唯一总机构。跨国公司须以外商独资的投资性公司、管理性公司等具有独立法人资格的企业组织形式在上海市设立地区总部。跨国公司总部型机构（以下简称“总部型机构”），是指虽未达到跨国公司地区总部标准，但实际承担境外注册的母公司在一个国家以上区域内的管理决策、资金管理、采购、销售、物流、结算、研发、培训等支持服务中多项职能的外商独资企业（含分支机构）。
地区总部认定条件
（一）须为具有独立法人资格的外商独资企业。 （二）母公司的资产总额不低于 4 亿美元； <u>服务业领域企业设立地区总部的，母公司资产总额不低于 3 亿美元</u> （新增）。 （三）母公司已在中国境内投资累计缴付的注册资本总额不低于 1000 万美元，且母公司授权管理的中国境内外企业不少于 3 个；或母公司授权管理的中国境内外企业不少于 6 个。基本符合前述条件，并为所在地区经济发展做出突出贡献的，可酌情考虑认定。 （四）注册资本不低于 200 万美元。
总部型机构认定条件 （新增）
（一）须为具有独立法人资格的外商独资企业或其分支机构。 （二）母公司的资产总额不低于 2 亿美元，在中国境内已投资设立不少于 2 家外商投资企业，其中至少 1 家注册在上海。 （三）注册资本不低于 200 万美元，如以分支机构形式设立的，总公司拨付的运营资金应不低于 200 万美元。
关于资金管理的规定
<ul style="list-style-type: none">符合条件的地区总部、总部型机构可以按照《<u>跨国公司外汇资金集中运营管理规定</u>》（汇发〔2015〕36 号）等有关规定，参与开展包括经常项目集中收付汇和轧差净额结算、境内和境外外汇资金集中管理集中结售汇、外债和对外放款额度集中调配等在内的多项跨国公司外汇资金集中运营管理、境外放款等试点业务。投资性公司可以按照《<u>企业集团财务公司管理办法</u>》，设立财务公司，为其在中国境内的投资企业提供集中财务管理服务。

【实施日】2017-02-01 から 2022-01-31 まで

【概要】今回の改正内容には以下の事項が含まれる。

適用範囲
上海市内に設立した <u>地域本部と本部型機構</u> （新規追加）。 <ul style="list-style-type: none">多国籍会社の地域本部（以下「地域本部」という）とは、国外で登録した親会社が上海市に設立し、投資又は授權形式で一ヶ国以上の区域内の企業に対して管理とサービスに係る職能を実施する唯一の本部機構のことを指す。多国籍会社が上海市に地域本部を設立する際には、外商独资の投資性会社、管理性会社など独立法人資格を有する企業形態で設立しなければならない。<u>多国籍会社の本部型機構</u>（以下「本部型機構」という）とは、多国籍会社の地域本部基準には達していないが、国外で登録した親会社の一ヶ国以上の区域内における管理政策決定、资金管理、購買、販売、物流、決済、研究開発、研修などサポートサービスにおいて複数の職能を担う外商独资企業（分支機構を含む）を指す。
地域本部の認定条件
（一）独立法人資格を有する外商独资企業であること。 （二）親会社の資産総額が 4 億米ドル以上であること。 <u>サービス業種の企業が地域本部を設立する場合、親会社の資産総額が 3 億米ドル以上であること</u> （新規追加）。 （三）親会社の中国国内における投資累計払込済み登録資本総額が 1,000 万米ドル以上であり、尚且つ親会社が管理を授權している中国国内外の企業が 3 社以上であること。又は親会社が管理を授權している中国国内外の企業が 6 社以上であること。前述の条件をほぼ満たし、且つ所在地域の経済発展に顕著な貢献をなしている場合、事情を考慮のうえ認定することができる。 （四）登録資本が 200 万米ドル以上であること。
本部型機構の認定条件 （新規追加）
（一）独立法人資格を有する外商独资企業又はその分支機構であること。 （二）親会社の資産総額が 2 億米ドル以上であり、中国国内で投資し 2 社以上の外商投資企業を設立済みであり、そのうち少なくとも 1 社は上海で登録していること。 （三）登録資本が 200 万米ドル以上であり、分支機構形態で設立する場合、本社から支払われる運営資金が 200 万米ドル以上であること。
資金管理に関する規定
<ul style="list-style-type: none">条件に適合する地域本部、本部型機構は、「<u>多国籍会社外貨資金集中運営管理規定</u>」（匯發〔2015〕36 号）などの関係規定に従い、經常項目外貨集中決済とネットィング決済、国内と国外の外貨資金集中管理・外貨集中売買、外債と対外貸付の限度額集中配分などを含む複数項目の多国籍会社の外貨資金集中運営管理、国外貸付などの試行業務に参与し実施することができる。投資性会社は「<u>企業集团財務会社管理弁法</u>」に従い、財務会社を設立し、中国国内における投資先企業に対して、財務集中管理サービスを提供できる。

<ul style="list-style-type: none"> ■ 鼓励地区总部、总部型机构根据自身经营和管理需要,开展各类跨境人民币业务。地区总部、总部型机构可以通过跨境人民币双向资金池和经常项下跨境人民币集中收付等通道,完成集团的资金集中运营管理,提高资金使用效率。(新增) ■ 为地区总部、总部型机构非贸易项下付汇合同备案、纳税判定提供绿色通道。(新增) ■ 设在自贸试验区内的地区总部、总部型机构,可以按照规定,开立自由贸易账户,并按照可兑换原则,办理本外币跨境收支和境内人民币收支。(新增)
<p>简化出入境手续</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地区总部、总部型机构符合条件的中国籍人员可以申办亚太经合组织商务旅行卡。(新增) ■ 地区总部、总部型机构需要多次临时入境的外籍人员,可以申请办理入境有效期不超过1年,停留期不超过180日的多次签证。

【法令全文】请点击以下网址查看:
<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw51294.html>

● 关于2017年“双随机、一公开”监管工作的实施意见(上海)

【发布单位】上海市工商行政管理局
【发布文号】沪工商管〔2017〕22号
【发布日期】2017-02-01
【内容提要】该意见提出加大对违法失信企业的检查力度。对被列入经营异常名录,最近三年有两条及以上被列入经营异常名录记录;被列入严重违法失信企业名单,最近三年受到工商行政管理部门行政处罚;最近三年有已经调查核实的10人以上群体性消费者投诉等违法失信情形的市场主体,如其属于随机抽查工作方案指向的对象范畴,应当全部列入该项随机抽查的检查对象。

【备注】上海市工商局同时还发布了《全市工商系统随机抽查事项清单(第一版)》。

【法令全文】请点击以下网址查看:
<http://www.sgs.gov.cn/shaic/html/govpub/2017-02-10-0000009a201702030007.html>

<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域本部、本部型機構が自社の経営と管理上の需要に応じて、各種のクロスボーダー人民元業務を実施することを奨励する。地域本部、本部型機構はクロスボーダー人民元双方向資金プールと経常項目下のクロスボーダー人民元集中受払などのチャンネルを通じて、グループの資金集中運営管理を完成し、資金の使用効率を向上させることができる。(新規追加) ■ 地域本部、本部型機構の非貿易項目下の外貨支払い契約の届出、納税判定において優先窓口を設ける。(新規追加) ■ 自由貿易試験区内に設立する地域本部、本部型機構は規定に従い、自由貿易口座を開設でき、自由交換化原則に従い、人民元・外貨のクロスボーダー決済と国内人民元決済を行うことができる。(新規追加)
<p>出入国手続きの簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域本部、本部型機構の条件を満たす中国籍人員は APEC ビジネストラベルカードを申請できる。(新規追加) ■ 地域本部、本部型機構の何れも臨時入国しなければならない外国籍人員は、入国有効期間が1年以内であり、滞在期間が180日を超えないマルチビザを申請することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw51294.html>

● 2017年の「二重の無作為抽出検査、全過程公開」の監督管理作業に関する实施意见(上海)

【発布機関】上海市工商行政管理局
【発布番号】滬工商管〔2017〕22号
【発布日】2017-02-01
【概要】本意見では、違法・信用喪失企業に対する検査を強化することについて提起している。経営異常名簿に掲載されており、直近3年間において経営異常名簿に2回以上掲載されている市场主体、重大な違法・信用喪失名簿に掲載されている市场主体、直近3年間において工商行政管理部門から行政処罰に処されている市场主体、直近3年間において調査により、10名以上の消費者集団苦情申立などの違法・信用喪失状況があることが判明している市场主体については、無作為抽出検査作業方案における特定対象に該当する場合、全て当該無作為抽出検査対象に組み入れなければならない。

【備考】上海市工商局は同時に「全市工商システム無作為抽出検査事項リスト(第一版)」も発布している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.sgs.gov.cn/shaic/html/govpub/2017-02-10-0000009a201702030007.html>

- [关于开展 2016 年度上海市年所得 12 万元以上个人自行纳税申报工作的通知（上海）](#)

【发布单位】上海市地方税务局
 【发布文号】沪地税函〔2017〕4 号
 【发布日期】2017-02-04
 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw51224.html>

- [2016 年度上海市年間所得 12 万元以上の個人に対する自主納税申告作業を実施することに関する通知（上海）](#)

【発布機関】上海市地方税務局
 【発布番号】滬地税函〔2017〕4 号
 【発布日】2017-02-04
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw51224.html>

- [中国（广东）自由贸易试验区各片区管委会实施的第二批省级管理事项目录（广东）](#)

【发布单位】广东省人民政府
 【发布文号】广东省人民政府令第 232 号
 【发布日期】2017-01-26
 【实施日期】2017-01-26
 【内容提要】该目录包括下放实施的省级管理事项 1 项、委托实施的省级管理事项 5 项，包括原由省商务厅实施的“限制类商品进出口经营资质初审”和“申请直销企业服务网点方案确认”事项等。
 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201702/t20170213_692573.html

- [中国（広東）自由貿易試験区各エリアの管理委員会が実施する第二回省級管理事项目録（広東）](#)

【発布機関】広東省人民政府
 【発布番号】広東省人民政府令第 232 号
 【発布日】2017-01-26
 【実施日】2017-01-26
 【概要】本目録には、実施を委譲する省級管理事項 1 項目、実施を委託する省級管理事項 5 項目が含まれており、またこれまで省商務庁が実施していた「制限類商品輸出入経営資格の一次審査」と「直販企業サービス網申請方案確認」事項などが含まれている。
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201702/t20170213_692573.html

- 【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
 - 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

- 【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
 - ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、最新资讯

- [《劳动人事争议仲裁组织规则（修订草案）》、《劳动人事争议仲裁办案规则（修订草案）》公开征求意见](#)

日前，人力资源社会保障部公布《劳动人事争议仲裁组织规则（修订草案）》（征求意见稿）、《劳动人事争议仲裁办案规则（修订草案）》（征求意见稿），现向社会公开征求意见（截止日期为 2017 年 03 月 13 日）。

《劳动人事争议仲裁办案规则（修订草案）》（征求意见稿）的修订内容包括：

- 细化适用终局裁决的范围，将竞业限制经济补偿金、未签订劳动合同第二倍工资、

二、新着情報

- 「労働人事争議仲裁組織規則（改正草案）」、「労働人事争議仲裁事案取扱規則（改正草案）」がパブリックコメントを募集している

先頃、人的資源社会保障部が「労働人事争議仲裁組織規則（改正草案）」（意見募集案）、「労働人事争議仲裁事案取扱規則（改正草案）」（意見募集案）を公布し、パブリックコメントを募集している（締切日は 2017 年 3 月 13 日である）。

「労働人事争議仲裁事案取扱規則（改正草案）」（意見募集案）の改正内容には次の事項が含まれる。

- 終局裁決を適用する範囲を細分化し、競業制限の経済補償金、労働契約未締結の場合の 2

违法约定试用期的赔偿金等争议案件纳入终局裁决适用范围。

- 新增“简易程序”一节。规定简单争议案件的快速处理程序，主要在答辩期、送达方式、灵活的审理方式、文书制作等方面简化程序。
- 新增“集体劳动人事争议仲裁程序”一节。旨在简化集体争议处理程序，加强劳动关系三方组庭处理，缩短争议处理周期。
- 新增“调解程序”一章。
 - 新增仲裁前调解，规定仲裁程序与调解组织调解程序的衔接，仲裁机构对调解组织主持达成的调解协议的审查确认、通过置换调解书赋予其法律效力等；
 - 新增对仲裁立案后的调解程序进行规范，包括仲裁调解的期限、原则和方式等（第四章）。

（里兆律师事务所 2017 年 02 月 17 日编写）

倍の賃金支払、試用期間の違法な取り決めの賠償金などの争議事案を終局裁決の適用範囲に組み入れる。

- 「簡易手続き」の節を新たに追加している。簡単な争議事案に対する迅速な処理手続きを定め、主に答弁期間、送達方式、柔軟な審理方式、書類作成などの方面での手続きを簡素化する。
- 「集团的労働人事争議の仲裁手続き」の節を新たに追加している。集団争議の処理手続きを簡素化し、労働関係の三者で仲裁廷を結成し争議を処理する体制を強化し、紛争処理周期を短縮させることを趣旨とするものである。
- 「調停手続き」の章を新たに追加した。
 - 仲裁前調停を新たに追加している。仲裁手続きと調停組織による調停手続きとの整合性を保ち、調停組織主宰の下で妥結された調停合意に対して、仲裁機関が審査確認を行い、調停調書に代わるものとして扱うことで法的効力を付与することなどについて定めている。
 - 仲裁事案として登録後の調停手続きの規範化に関する規定（仲裁調停の期限、原則と方式などを含む）（第四章）を新たに追加している。

（里兆法律事務所が 2017 年 2 月 17 日付で作成）

三、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [清算与员工补偿](#)
- [高尔夫球场会员卡案件](#)
- [债权回收案件](#)

三、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [清算と従業員補償](#)
- [ゴルフ場会員権案件](#)
- [債権回収案件](#)